

松江市告示第 187 号

松江市タクシー利用料助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 134 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3) 通院等のための交通手段がタクシーのみであると<u>市長</u>が認める者</p> <p><u>(4) 松江市移送タクシー事業実施要綱(平成 17 年松江市告示第 200 号)に基づく事業を利用していない者</u></p> <p>様式第 1 号(第 3 条関係)</p> <p>松江市福祉タクシー利用券交付申請書 年 月 日</p> <p><u>(あて先)松江市長</u> <u>通院等の交通手段がタクシーのみであるため、</u>松江市福祉タクシー利用券の交付を申請します。</p>		<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3) 通院等のための交通手段がタクシーのみであると<u>福祉事務所長</u>が認める者</p> <p>様式第 1 号(第 3 条関係)</p> <p>松江市福祉タクシー利用券交付申請書 平成 年 月 日</p> <p><u>松江市長 様</u></p> <p>松江市福祉タクシー利用券の交付を申請します。</p>	
略	手帳 番号	身体	略 号(1 級・2 級)
		療育	略 号
		精神	略 号
		<p><u>申請理由</u> <u>通院等の交通手段がタクシーのみであるため。</u></p>	

略		略	
様式第 2 号(第 4 条関係)		様式第 2 号(第 4 条関係)	
表面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 松江市福祉タクシー利用券 略 会社名 </div>	表面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 松江市福祉タクシー利用券 略 会社名 印 </div>
裏面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 略 </div>	裏面	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 略 </div>

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。